

# 令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律の創設

| 目次                               |     |
|----------------------------------|-----|
| 一 雑損控除の前年分適用の特例……………             | 318 |
| 二 被災事業用資産の損失の前年分適用の特例……………       | 321 |
| 三 純損失の繰戻しによる還付請求の特例……………         | 324 |
| 四 災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例…………… | 325 |

## はじめに

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、本年2月16日に「令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案」が国会に提出され、同月21日に参議院本会議で可決・成立し、同日に令和6年法律第1号として公布されました。

この法律は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害（注）により、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じていること、発災日が1月1日であり、令和5年分の所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、所得税について、特別な措置を講ずるものです。

関係する法令は、次のとおり公布・施行されています。

- ・ 令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（令和6年法律第1号）（以下「能登税特法」といいます。）
- ・ 令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律施行令（令和6年政令第33号）（以下「能登税特令」といいます。）

（注） 能登税特法において「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます（能登税特法2①）。

## 一 雑損控除の前年分適用の特例

### 1 所得税法の雑損控除及び雑損失の繰越控除の概要

#### (1) 雑損控除

居住者又はその者と生計を一にする配偶者等の有する住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領（以下「災害等」といいます。）による損失が生じた場合（災害等関連支出の金額がある場合を含みます。）には、その災害等により損失の生じた年分の所得税の計算上、次の算式により計算した金額のいずれか多い方の金額が「雑損控除」として合計所得金額（総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除後の長期譲渡所得の金額、特別控除後の短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。以下同じです。）から控除することとされています（所法72）。

《算式》

$$\textcircled{1} \left( \begin{array}{c} \text{災害損失} \\ \text{の金額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{災害等関} \\ \text{連支出の} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{合計所} \\ \text{得金額} \end{array} \times 10\% \right)$$

$$\textcircled{2} \text{ 災害関連支出の金額} - 5 \text{ 万円}$$

（注） 上記の「災害等関連支出」とは下記のイからニまでの支出をいい、「災害関連支出」とは下記のイからハまでの支出をいいます（所令206①②）。

イ 災害により住宅家財等が滅失等したことによるその住宅家財等の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出

ロ 災害に直接関連して、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年を経過した日）の前日までにした次の支出

(イ) 災害により生じた土砂等を除去するための支出

(ロ) 住宅家財等の原状回復のための支出（災害により生じた資産の損失部分を除きます。下記ニにおいて同じです。）

(ハ) 住宅家財等の損壊・価値の減少を防止するための支出

ハ 災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

ニ 盗難又は横領による損失が生じた住宅家財等の原状回復のための支出その他これに類する支出

#### (2) 雑損失の繰越控除

##### ① 雑損失の繰越控除

確定申告書を提出する居住者の前年以前3年内の各年に生じた雑損失の金額（前年以前において控除された金額を除きます。）は、その年分の合計所得金額から控除することとされています（所法71①）。

（注） 上記の「雑損失の金額」とは、上記(1)の算式により求められた雑損控除として控除の対象となる部分の損失の金額をいいます（所法2①二十六）。

##### ② 特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例

確定申告書を提出する居住者が特定雑損失金額を有する場合には、適用年の前年以前5年内の各年において生じた特定雑損失金額について、適用年の総所得金額等の計算上控除することができることとされています（所法71の2①）。

この「特定雑損失金額」とは、雑損失の金額のうち、居住者又はその者と生計を一にす

る配偶者その他の親族の有する住宅家財等について特定非常災害により生じた損失の金額（その特定非常災害に関連するその居住者によるやむを得ない支出を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。）に係るものとされています（所法71の2②、所令204の2②）。

（注） 上記の「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図ること等が特に必要と認められるものが発生した場合に指定されるものをいい、令和6年能登半島地震による災害も指定されています（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律2①、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令1）。以下同じです。

## 2 特例の内容

### (1) 特例の内容

雑損控除は、その災害等により損失が生じた年分の所得税について適用するものですが、令和6年能登半島地震災害による被害が、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じていること、発災日が1月1日であり、令和5年分の所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、さらには、平成23年の東日本大震災の際の国税関係法律の特例法及び平成7年の阪神・淡路大震災の際の国税関係法律の特例法において講じられた措置を参考に、被災者の負担の軽減を図るため、臨時・異例の対応として、令和6年能登半島地震災害により生じた損失の金額に係る雑損控除を令和5年分の所得税において適用することができる特例が設けられました。

具体的には、居住者又はその者と生計を一に

する配偶者その他の親族（注1）の有する住宅家財等について令和6年能登半島地震災害により生じた損失の金額（その損失の金額は、それが生じた時の直前におけるその資産の価額を基礎として計算するものとし、保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除きます。以下「特例損失金額（注2）」といいます。）について、令和5年において生じたものとして、令和5年分の所得税の計算上、雑損控除として総所得金額等からの所得控除を選択できることとされました（能登税特法3①、5、能登税特令3③）。

なお、この特例の適用を受けて令和5年分の所得税において控除された特例損失金額（その者の親族の資産に係る損失の金額を含みます。）については、その者及びその者の親族の令和6年分（特例損失金額が令和7年分以後において生じた場合には、その特例損失金額が生じた年分）の所得税に係る所得税法等の規定の適用については生じなかったものとみなされます（能登税特法3①、5、能登税特令2③）。

（注1） 上記の「生計を一にする配偶者その他の親族」とは、その者と生計を一にする配偶者その他の親族で令和5年分の総所得金額等（損失の繰越控除後の総所得金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額（特別控除前）、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の先物取引の雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。）が48万円以下であるものとされています。そして、その者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、令和6年1月1日の現況によることとされています（能登税特令2①②）。

（注2） 「特例損失金額」には、令和6年能登半島地震災害に関連するその者によるやむを得ない支出、すなわち、(イ)令和6年能登半島地震により資産が滅失し、又は損壊したことによる住宅家財等の取壊し等のための支

出、(ロ)災害のやんだ日から1年以内に支出した災害により生じた土砂等障害物の除去費用、(ハ)住宅家財等の原状回復費用等の支出のうち、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたものを含むものとされています（能登税特法3①、能登税特令3①）。

この特例の適用の結果、令和5年分の所得税の計算上、雑損控除として総所得金額等から控除しきれない金額がある場合には、その控除しきれない金額を特定雑損失の金額として、令和6年以降5年間にわたり上記1(2)②の「特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例」の適用を受けることができます。

## (2) 適用手続

上記(1)の特例は、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受けようとする旨の記載がある場合に適用することとされています（能登税特法3②）。

## (3) 令和6年の給与等の徴収猶予との調整

上記(1)の特例の適用を受けるために令和5年分の確定申告書若しくは修正申告書を提出した者又は更正請求書を提出して更正を受けた者については、その確定申告書若しくは修正申告書又は更正請求書の提出前に令和6年に支払を受けるべき給与等、公的年金等又は報酬等に係る源泉所得税につき災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「災害減免法」といいます。）の規定による申請書を提出し、かつ、その源泉所得税の徴収の猶予を受けているときは、その徴収の猶予は、確定申告書若しくは修正申告書の提出の日又は更正に係る更正通知書の送達があった日において終了する

ことになります（能登税特令8①～③⑤⑥）。また、上記(1)の特例の適用を受けるための令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出後には、令和6年能登半島地震災害による損失の金額が令和6年に生じたものとして給与等、公的年金等又は報酬等に係る源泉所得税につき災害減免法の規定による徴収猶予や還付の申請を行うことはできないこととされました（能登税特令8⑦）。

ただし、その者が令和6年において繰越雑損失の金額（注）を有する場合には、一定の要件の下で、引き続き徴収の猶予を受けることができることとされています（能登税特令8④⑥）。  
（注） 上記の「繰越雑損失の金額」とは、雑損失の金額で翌年以後5年又は3年以内の各年において繰越控除の適用を受けることができる金額をいいます（災害減免令9②）。

## (4) 更正の請求の特例

令和6年2月21日前に、令和5年分の所得税につき確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者については、その確定申告書に記載された事項又はその決定に係る事項（これらの事項につき同日前に修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の事項）につき上記(1)の特例の適用により異動が生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から起算して5年を経過する日までに、税務署長に対し、更正の請求ができることとされました（能登税特法附則②）。

なお、その提出した更正請求書に係る更正通知書の送達があった日において現に上記(3)の源泉所得税の徴収の猶予を受けている場合は、(3)によります。

## 二 被災事業用資産の損失の前年分適用の特例

### 1 所得税法の資産損失の必要経費算入制度及び純損失の繰越控除の概要

#### (1) 所得税法の資産損失の必要経費算入制度

次に掲げる資産等に係る損失の金額は、その損失の生じた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるものとされています。ただし、③の損失の金額について必要経費に算入する金額は、その年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額が限度となります（所法51①③④）。

- ① 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産について、取壊し、除却、滅失などの事由により生じた損失の金額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額及び資産の譲渡により又はこれに関連して生じたものを除きます。）
- ② 山林について、災害又は盗難若しくは横領により生じた損失の金額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除きます。）
- ③ 不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる所得税法第51条第4項に規定する資産について生じた損失の金額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額、資産の譲渡により又はこれに関連して生じたもの及び①若しくは②又は所得税法第72条第1項（雑損控除）に規定するものを除きます。）

#### (2) 純損失の繰越控除

##### ① 純損失の繰越控除

イ 確定申告書を提出する居住者の純損失の繰越控除を受けようとする年（以下「適用年」といいます。）の前年以前3年内の各年（青色申告書を提出している年に限りま

す。）において生じた純損失の金額がある場合には、その純損失の金額に相当する金額は、適用年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除することができることとされています（所法70①）。

適用年において繰越控除の対象となる「純損失の金額」は、適用年の前年以前に繰越控除制度の適用を受けて控除された金額及び純損失の繰戻しによる還付請求により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を除いた金額をいいます（所法70①）。

ロ 確定申告書を提出する居住者の適用年の前年以前3年内の各年において生じた純損失の金額（イの適用を受けるもの及び純損失の繰戻しによる還付請求により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を除きます。）のうち、その各年においてイ又はロに掲げる損失の金額に係るものがあるときは、その純損失の金額に相当する金額は、適用年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除することができることとされています（所法70②）。

イ 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額

ロ 被災事業用資産の損失の金額

（注） 上記の「被災事業用資産の損失の金額」とは、棚卸資産又は上記(1)①の固定資産その他これに準ずる資産若しくは上記(1)②の山林の災害による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出を含み、保険金、損害賠償金等により補填される部分を除きます。）で、変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいいます（所法70③）。

適用年において繰越控除の対象となる

「純損失の金額」は、適用年の前年以前3年以内の各年において生じた純損失の金額のうち、イ及びロに掲げる損失の金額の合計額に達するまでの金額（適用年の前年以前に繰越控除制度の適用を受けて控除された金額を除きます。）をいいます（所令202）。

ハ イ及びロにより、災害により生じた純損失の金額については、その損失が生じた年において青色申告者であるか、白色申告者であるかを問わず、その損失の生じた年の翌年以降3年間の繰越控除制度の適用を受けられます。

## ② 特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例

特定非常災害により生じた純損失（以下「被災純損失金額」といいます。）の繰越期間は5年間とされています（所法70の2①～③）。

（注1） 上記の「被災純損失金額」とは、その年において生じた純損失の金額のうち、その年において生じた被災事業用資産特定災害損失合計額（棚卸資産特定災害損失額、固定資産特定災害損失額及び山林特定災害損失額の合計額で、変動所得の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいいます。）に達するまでの金額をいいます（所法70の2④一、所令203の2②）。

（注2） 上記（注1）の「棚卸資産特定災害損失額」とは、その者の有する棚卸資産について特定非常災害により生じた損失の金額をいい（所法70の2④六）、「固定資産特定災害損失額」とは、その者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産等について特定非常災害により生じた損失の金額をいい（所法70の2④七）、「山林特定災害損失額」とは、その者の有する山林について特定非常災害により生じた損失の金額をいいます（所法70の2④八）。なお、これらの損失の金額には特定非常災害に関連するやむを得ない支出を含み、

保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除きます（所法70の2④二）。

## 2 特例の内容

### （1） 特例の内容

① 1(1)①から③までに掲げる資産等に係る損失の金額は、その災害等により損失が生じた年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入するものですが、令和6年能登半島地震災害により生じたこれらの損失の金額については、上記一2(1)と同様の趣旨を踏まえ、令和5年において生じたものとして、その者の同年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる特例が設けられました。

具体的には、次のような特例が設けられました（能登税法4、能登税特令4、5）。

イ 居住者の有する棚卸資産について令和6年能登半島地震災害により生じた損失の金額（以下「棚卸資産震災損失額（注1）」といいます。）について、その者の選択により、令和5年において生じたものとして、その者の令和5年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

ロ 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産について令和6年能登半島地震災害により生じた損失の金額（以下「固定資産震災損失額（注2）」といいます。）について、その者の選択により、令和5年において生じたものとして、その者の令和5年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

ハ 居住者の有する山林について令和6年能登半島地震災害により生じた損失の金額（以下「山林震災損失額（注2）」といいます。）について、その者の選択により、令和5年において生じたものとして、その者

の令和５年分の山林所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

ニ 居住者の不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる所得税法第51条第４項に規定する資産について令和６年能登半島地震災害により生じた損失の金額（以下「業務用資産震災損失額（注２）」といいます。）について、その者の選択により、令和５年において生じたものとして、その者の令和５年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

（注１） 棚卸資産震災損失額には、令和６年能登半島地震災害に関連して支出したやむを得ない支出（注３）を含みます（能登税特法４①）。また、棚卸資産震災損失額のうち保険金、損害賠償金等により補填される金額は令和５年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされました（能登税特令４②）。

（注２） 固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額には、令和６年能登半島地震災害に関連して支出したやむを得ない支出（注３）を含み、保険金、損害賠償金等により補填される金額がある場合には、その金額を控除します（能登税特法４②～④）。

（注３） 棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額に含まれる令和６年能登半島地震災害に関連して支出したやむを得ない支出とは、令和６年能登半島地震災害により事業用資産が滅失し、又は損壊したことによる事業用資産の取壊し等のための支出、災害のやんだ日から１年以内に支出した災害により生じた土砂等障害物の除去費用や事業用資産の原状回復費用等の支出のうち、令和５年分の確定申告書、

修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたものをいいます（能登税特令４①）。

（注４） 上記口の「固定資産に準ずる資産」とは、繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分をいいます（能登税特令５①）。

（注５） 固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額の計算の基礎となるその資産の価額は、固定資産であれば、原則として、その損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額を計算するとした場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額とされています（能登税特令５②）。

② ①の特例の適用を受けて令和５年分の各種所得の金額の計算上必要経費に算入した棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額は、その者の令和６年分（これらの損失額が令和７年分以後において生じた場合には、その損失額が生じた年分）の所得税に係る所得税法等の規定の適用については生じなかったものとみなされます（能登税特法４、５）。

③ この特例の適用の結果、令和５年分の所得税について純損失の金額が生じることになった場合には、その純損失の金額については、令和６年以降５年間にわたり上記１(２)②の特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例の適用を受けることができます（所法70の２①～③）。

## （２）適用手続

上記(１)の特例は、令和５年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受けようとする旨及びこの特例により必要経費に算入される金額の記載がある場合に適用することとされています（能登税特法４⑤）。

### (3) 更正の請求の特例

令和6年2月21日前に、令和5年分の所得税につき確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者については、その確定申告書に記載された事項又はその決定に係る事項（これらの事項につき同日前に修正申告書の提出又は更正があった場合には、その

申告又は更正後の事項）につき上記(1)の特例の適用により異動が生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から起算して5年を経過する日までに、税務署長に対し、更正の請求ができることとされました（能登税特法附則②）。

## 三 純損失の繰戻しによる還付請求の特例

### 1 所得税法の純損失の繰戻しによる還付請求制度の概要

(1) 青色申告書を提出する居住者は、その年において生じた純損失の金額（注）がある場合には、①の金額から②の金額を控除した金額（控除した金額がその年の前年分の所得税の額を超える場合には、その前年分の所得税の額が限度）に相当する所得税の還付を請求することができることとされています（所法140～142）。

- ① その年（損失の生じた年）の前年分の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（以下「課税総所得金額等」といいます。）につき所得税法に定める税率を適用して計算した所得税の額
- ② 当該前年分の課税総所得金額等からその純損失の金額の全部又は一部を控除した金額につき所得税法に定める税率を適用して計算した所得税の額

（注）「純損失の金額」とは、損益通算（所法69）の対象となる損失の金額（不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額をいいます。）のうち、他の各種所得の金額との間において損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない金額をいいます（所法2①二十五）。

(2) (1)の還付の請求をしようとする者は、その年の青色申告書の提出と同時に、その還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎等を記載した還付請求書を、税務署長に提出しなければ

なりません。

(3) (2)の還付請求書の提出を受けた税務署長は、その請求の基礎となった純損失の金額その他必要な事項を調査し、その調査したところにより、請求者に対し、請求額を限度として所得税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知することとされています（所法142②）。

### 2 特例の内容

(1) 二の被災事業用資産の損失の前年分適用の特例の適用を受ける居住者（青色申告者に限ります。）が、令和5年において生じた純損失の金額につき繰戻しによる還付請求を受けようとする場合には、二の特例の適用を受けるための令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出と同時に、令和4年分への純損失の繰戻しによる還付請求書を税務署長に提出することができることとされました（能登税特令6、7）。この場合において、既に令和5年分の純損失につき繰戻し還付を受けている者は、(2)により、再度繰戻しによる還付請求を受けることができます。

(2) 二の特例の適用を受けようとする居住者（青色申告者に限ります。）が施行日前に令和5年分の確定申告書を提出している場合には、二2(3)で述べたように、その適用を受けるために令和5年分の更正の請求をすることができることとされています（能登税特法附則②）。

この更正の請求により令和5年において生じる純損失の金額について繰戻しによる還付請求

を受けようとするときは、次のような特例が設けられました（能登税特令附則②③）。

① 既に令和５年分において生じた純損失の金額について令和４年分への繰戻しによる還付請求により還付を受けている場合においても、二の特例の適用を受けるための更正請求書の提出と同時に還付請求書を提出することにより、再度繰戻しによる還付請求をすることができます。

② ①の場合における繰戻しによる還付請求の場合には、イの金額からロの金額を控除した金額に相当する所得税の還付を請求することとなります。

イ その年（損失の生じた年）の前年分の課税総所得金額等から還付済み純損失金額（既にした還付を受けた金額の計算の基礎

となった純損失の金額をいいます。ロにおいて同じです。）を控除した金額（ロにおいて「控除後課税総所得金額等」といいます。）につき所得税法に定める税率を適用して計算した所得税の額

ロ その前年分の控除後課税総所得金額等からその純損失の金額（還付済み純損失金額を除きます。）の全部又は一部を控除した金額につき所得税法に定める税率を適用して計算した所得税の額

なお、イの金額からロの金額を控除した金額が、その年の前年分の所得税の額から既に還付を受けた金額を控除した金額を超える場合には、再度繰戻しによる還付を請求できる金額は、その控除した金額が限度となります。

## 四 災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例

### １ 災害減免法による所得税の減免措置の概要

災害により住宅又は家財についてその価額の２分の１以上の被害を受けた者で、その被害を受けた年分の合計所得金額が１,０００万円以下であるものに対しては、雑損控除との選択により、その年分の所得税の額を、その者の合計所得金額の区分に応じて次により軽減免除することができることとされています（災害減免法２、災害減免令１）。

| その年分の合計所得金額            | 軽減免除額          |
|------------------------|----------------|
| ５００万円以下である場合           | その年分の所得税額の全額   |
| ５００万円を超え７５０万円以下である場合   | その年分の所得税額の２分の１ |
| ７５０万円を超え１,０００万円以下である場合 | その年分の所得税額の４分の１ |

### ２ 特例の内容

#### (１) 特例の内容

① 災害減免法による軽減免除は、その災害に

よる被害を受けた年分の所得税について適用するものですが、上記一２(１)と同様の趣旨を踏まえ、被災者の負担の軽減を図るため、令和６年能登半島地震災害により住宅又は家財についてその価額の２分の１以上の被害を受けた者については、その者の選択により、その被害を令和５年において受けたものとして、災害減免法の規定に基づく軽減免除の適用が受けられる特例が設けられました（能登税法７）。

② この特例の適用を受けて令和５年分の所得税について災害減免法の規定による軽減免除の適用を受けた者の令和６年分の所得税については、令和６年能登半島地震災害による被害を受けなかったものとみなされますので、同年分の所得税について再度災害減免法の規定による軽減免除の適用を受けることはできません（能登税法７）。

#### (２) 適用手続

上記(１)の特例は、令和５年分の確定申告書、

修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受けようとする旨、被害の状況及び損害金額の記載がある場合に適用することとされています（能登税特令9）。

### (3) 令和6年の給与等の徴収猶予との調整

上記(1)の特例の適用を受けるための令和5年分の確定申告書若しくは修正申告書を提出した者又は更正請求書を提出して更正を受けた者については、その確定申告書若しくは修正申告書又は更正請求書の提出前に令和6年に支払を受けるべき給与等、公的年金等又は報酬等に係る源泉所得税につき災害減免法の規定による申請書を提出し、かつ、徴収の猶予を受けているときは、その徴収の猶予は、確定申告書若しくは修正申告書の提出の日又は更正に係る更正通知書の送達があった日において終了することになります（能登税特令10①～③）。また、上記(1)の特例の適用を受けるための令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出後には、令和6年能登半島地震災害による被害が令和6年に生じたものとして給与等、公的年金等

又は報酬等に係る源泉所得税につき災害減免法の規定による徴収猶予や還付の申請を行うことはできないこととされました（能登税特令10④）。

### (4) 更正の請求の特例

令和6年2月21日前に、令和5年分の所得税につき確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者については、その確定申告書に記載された事項又はその決定に係る事項（これらの事項につき同日前に修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の事項）につき上記(1)の特例の適用により異動が生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から起算して5年を経過する日までに、税務署長に対し、更正の請求ができることとされました（能登税特法附則②）。

なお、その提出した更正請求書に係る更正通知書の送達があった日において現に源泉所得税の徴収の猶予を受けている場合は、上記(3)によります。